

一般財団法人全国消防協会消防機器の改良及び開発並びに 消防に関する論文規程

改正 平成24年4月1日

改正 平成24年11月1日

改正 平成31年4月1日

改正 令和3年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全国消防協会定款第4条第1項第5号に規定する事業を実施するにあたり、消防機器の改良及び開発作品並びに消防に関する論文作品（以下「作品」という。）を広く募集し、消防職員の資質の向上と消防の発展に広く寄与することを目的とする。

(募集及び推薦方法)

第2条 一般財団法人全国消防協会（以下「協会」という。）会長から各地区支部長あてに作品推薦の依頼を、各消防本部消防長（以下「各消防長」という。）あてに作品募集の依頼を行うものとする。

2 募集期日等の詳細については、毎年度ごとに決定し、別途通知する。

(募集区分)

第3条 募集区分については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 消防機器の改良及び開発（「消防機器の改良」とは、既存機器に新たな改良を加え、その性能及び利便性の向上を図るものをいい、「消防機器の開発」とは、新たな機器の開発をいう。）

(2) 消防に関する論文

(応募要領等)

第4条 応募資格は、協会会員とする。

2 応募は、個人又は団体とし、団体による応募は3人以内とする。

3 応募できないものについては、以下のとおりとする。

(1) 盗作（広く一般の図書、機関誌等に掲載されたもの等他者の作品の全部が合致しているもの）

(2) 代作（作成者に代わって応募したもの）

(3) 過去に協会会長賞を受賞した作品

4 作品の作成要領にあつては、別記1のとおりとする。

5 応募は、各応募者の所属する消防長への作品の提出をもって協会へ応募したものとみなす。

(作品の提出)

第5条 各消防長は、作品を取りまとめ、当該区域を管轄する地区支部長へ作品を提出するものとする。

(作品の推薦)

第6条 地区支部長は、各消防長から送付された作品のうち、別記2による推薦作品算定方式により得られた数の範囲内で協会に推薦するものとする。

2 推薦作品の選考要領については、別記3のとおりとする。

(地区支部選考委員会)

第7条 各地区支部長は、地区支部選考委員会を設置するものとする。

2 地区支部選考委員会は、委員22名以内で構成し、委員の中から委員長1名、副委員長1名を置くものとする。

3 委員長は、各地区支部長とし、副委員長は、委員の推薦により選出するものとする。

4 地区支部選考委員会の委員については、機器の部が15名以内、論文の部が7名以内に割り振り選考を行うものとする。

5 副委員長及び委員は、各地区支部長が委嘱するものとする。

6 委員の任期は、委嘱された日から当該年度作品の表彰終了までとする。

(受賞作品の決定)

第8条 会長賞を決定するにあたり、第9条に規定する協会選考委員会を設置し、各地区支部長から協会に推薦された作品を選考し、受賞作品を決定するものとする。

2 会長賞の区分は、別表1のとおりとする。

3 会長賞の選考要領は、別記3のとおりとする。

4 会長は、会長賞決定後、受賞者の所属する消防本部に通知を行うものとする。

(協会選考委員会)

第9条 協会選考委員会は、会長、地区支部長並びに全国消防長会の事業推進委員会委員長及び事業推進委員会副委員長で構成し、委員の中から委員長1名を置くものとする。

2 委員長は、会長とする。

3 協会選考委員会の委員については、別表2のとおり機器の部及び論文の部に区分し選考を行うものとする。

4 委員の任期は、当該年度作品の地区支部から協会への推薦締切日の翌日から表彰終了までとする。

(表彰等)

第10条 会長賞の受賞者に対する表彰は、原則として翌年度に実施するものとし、開催日時等については、別に定める。なお、賞状及び記念品を授与するものとする。

2 各地区支部長から協会に推薦された作品のうち、会長賞以外の作品については参加賞を送付するものとする。

(発表)

第11条 最優秀賞の受賞者は、表彰に併せて受賞作品の発表を実施するものとする。

(作品の周知及び広報)

第12条 会長賞の入選作品は、会員の執務参考資料として、消防に関する論文及び機器の研究作品集を作成し、周知するものとする。

2 協会ホームページ及び機関誌「ほのお」にて会長賞入選作品の紹介を行うものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、業務理事が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、会長が行うものとする。

附 則

この規程は、一般財団法人の設立の登記日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。